

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市公営企業管理者 大 石 貴 生

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（平成15年静岡市企業局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「下水道排水設備指定工事店指定申請書」を「下水道排水設備指定工事店指定・更新申請書」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、「及び前条第2項第2号に該当しないことを証する書類」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を削り、同項第10号中「及び第3号」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第11号を第6号とする。

第11条第2項中「下水道排水設備指定工事店指定継続申請書（様式第4号）に次に」を「下水道排水設備指定工事店指定・更新申請書（様式第1号）に第4条第1項各号に」に改め、同項各号を削る。

第12条の見出し中「義務」を削り、同条第1項中「若しくは休止」を「休止し、若しくは再開」に、「下水道排水設備指定工事店指定取消申出書（様式第5号）」を「下水道排水設備指定
廃止

工事店 休止 届出書（様式第4号）」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」再開

に改め、同項第1号中「組織」を「商号又は名称」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「営業所を移転した」を「住所を変更した」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、同項第6号中「住居表示又は」を削り、同号を同項第5号とする。

第13条第1項中「申出書」を「届出書（再開の場合を除く。）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条、第11条関係）

下水道排水設備指定工事店指定・更新申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市公営企業管理者

住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
申 請 者 氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡市下水道排水設備指定工事店の 指 定 指定の更新 を受けたいので、静岡市上下水道局下水道
第 4 条第 1 項
排水設備指定工事店規程 の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。
第11条第 2 項

営 業 所 の 所 在 地	郵便番号		
	電話		
ふ り が な 営 業 所 の 名 称			
ふ り が な 代 表 者 氏 名			
指 定 番 号 (更 新 の 場 合)			
責 任 技 術 者	氏 名	登 録 番 号	有 効 期 限
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第12条関係）

廃止

下水道排水設備指定工事店 休止 届出書

再開

（宛先） 静岡市公営企業管理者

年 月 日

指定番号 第 号

届 出 者

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

廃止

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第12条第 1 項に基づき 休止 の届出をします。

再開

ふ り が な 商 号 又 は 名 称	
住 所	
ふ り が な 代 表 者 氏 名	
（廃止・休止・再開） の 年 月 日	
（廃止・休止・再開） の 理 由	

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号（第12条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店異動届出書

（宛先） 静岡市公営企業管理者

指定番号 第 号

申請者住所氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

異 動 事 項		新	旧
ふ り が な 商 号 又 は 名 称			
添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、下水道排水設備指定工事店証		
ふ り が な 代 表 者 氏 名			
添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、定款の写し（法人のみ）、下水道排水設備指定工事店証、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類		
所 在 地			
添付書類	住民票記載事項証明書又は登記事項証明書、下水道排水設備指定工事店証		
責 任 技 術 者			
添付書類	専属者の責任技術者証の写し		
電 話 番 号			
添付書類	なし		

様式第6号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（以下「旧規程」という。）の様式により提出されている文書は、この規程による改正後の静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。